

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 平成14年2月1日 一部改正 平成15年3月14日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年2月27日 一部改正 平成20年9月19日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(保険契約の解除) 第10条 日本貿易保険は、第21条第1項、第22条第2項、第3項及び第9項並びに第23条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき。 <u>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日 01-制度-00061。以下「環境ガイドライン」という。)に基づき、保険契</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 平成14年2月1日 一部改正 平成15年3月14日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年2月27日 一部改正 平成20年9月19日 一部改正</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(保険契約の解除) 第10条 日本貿易保険は、第21条第1項、第22条第2項、第3項及び第9項並びに第23条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき。 <u>二 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</u> 2 この約款に特別の定めがない限り、前項の規定による解</p>	

<p><u>約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、保険契約者又は被保険者の故意又は過失により事実上反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</u></p> <p><u>三</u> 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</p> <p>2 この約款に特別の定めがない限り、前項の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>3 保険契約者は、次条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に第4条各号のいずれかに該当する事由（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p> <p>第11条～第41条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p>	<p>除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</p> <p>3 保険契約者は、次条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に第4条各号のいずれかに該当する事由（保険契約者が保険契約締結の当時存在することを知っていた事由を除く。）が生じたことを知ったときは、日本貿易保険に遅滞なく当該事実を書面で通知した場合に限り、保険契約を解除することができるものとし、この場合、保険契約は締結の日にさかのぼって効力を失うものとする。</p> <p>第11条～第41条 （略）</p>	
---	--	--